

黒石市国民健康保険黒石病院障害者活躍推進計画

黒石市国民健康保険黒石病院では令和元年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）で地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたことから、本計画を下記のとおり策定いたしましたので公表いたします。

令和6年4月1日

黒石市国民健康保険黒石病院
病院事業管理者 相馬 悌

記

機 関 名	黒石市国民健康保険黒石病院
任 命 権 者	黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者
計 画 期 間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） ※計画期間内においても、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。
障 害 者 雇 用 に 関 する 課 題	黒石市国民健康保険黒石病院においては、令和4年度から障害者に限定した募集・採用も実施しており、法定雇用率を満たしているが、更なる積極的な採用と定着率向上を進めるため、障害者活躍推進計画を策定する。
目 標	
① 雇 用 に 関 す る 目 標	○ 実雇用率を「毎年度法定雇用率以上を達成すること」を目標とする。 令和5年6月1日現在の法定雇用率 4.3% ※法定雇用率 令和6年4月 2.5% 令和8年7月 2.7%
② 定 着 に 関 す る 目 標	○ 不本意な離職者を極力生じさせない。
③ ワーク・エンゲージメントに関する目標	○ 在職している障害者（新採用職員を除く）に対して、アンケート調査を実施し、実態把握・進捗管理をする。

取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として事務局次長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、院内掲示等により周知する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった中途障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。